

市内空き家対策に関する条例を制定しました 空き家の所有者は適切な管理をお願いします

市は、4月1日から「八幡平市空き家等対策条例」を施行しました。この条例は、市民の安全で安心な生活の確保のため、市内に所在する空き家などの適正管理を図り、所有者の管理義務、管理責任を明確化し、これが果たされないものについて、一定の基準を設けて市が関与していくことなどを定めたものです。

空き家に関する問題

近年、老朽化した危険な空き家が全国的に増加し、社会問題となっています。本市でも空き家が3月31日現在613件あり、特に放置されているものが周囲に悪影響を与えている事例があります。

本来、空き家は個人の財産であり、空き家というだけで問題となることはありません。適正な管理は所有者などの責務ですが、所有



市内にある空き家の一例

者などが十分な管理を行わないことで老朽化を早め、さらに年月が経過すると次のような危険な状態を招いたり、周囲の生活を脅かすことが懸念されます。

- 雪や風などにより建物や倒壊したり、屋根など建物の一部が飛び散り、近隣住民や通行人などに被害を与える危険性がある。
- 災害時に崩壊することにより避難路を閉塞する恐れがある。

所有者は適正管理を

がある。

- 建物に侵入され、犯罪や火災などを誘発する恐れがある。
- 雑草や病害虫、悪臭などの発生により周囲の生活環境に悪影響を与える恐れがある。
- まちのイメージの低下や観光振興・商業振興へ悪影響を与える恐れがある。

空き家の所有者などは、

定期的に様子を見るなど状況を確認し、周囲に悪影響を及ぼしたり危険な状態にある場合は、早急に修繕や改修、撤去など適切な処置をお願いします。

市は、危険な状態にある空き家について、必要に応じて調査を行い、所有者に対し助言や指導を行います。

■問い合わせ先 市役所防災安全課地域安全係(☎・内線1262)

バス・電車で通学する児童・生徒の定期券購入費の一部を助成します



市は、通学に係る家庭の経済的負担を軽減するため、通学定期券購入費の一部を補助しています。

■対象の公共交通機関 東日本旅客鉄道(株)【JR東日本】、I G Rいわて銀河鉄道(株)、岩手県交通(株)、岩手県北自動車(株)、秋北バス(株)、JRバス東北(株)が運行する鉄道と路線バス

■対象者 市内に住所を有し、居住している学生(小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校)の保護者 ※専門学校、短期大学、大学などへ通う学生の通学定期券は補助の対象外です。

■補助金額 ▶通学定期券の有効期間終了日が29年4月1日以降の場合 購入費の100分の10の金額(10円未満切り捨て) ▶同終了日が3月31日以前の場合 購入費の100分の7の金額(10円未満

切り捨て)

■申請方法 市役所地域振興課、西根・安代両総合支所と荒屋新町駅・大更駅・好摩駅・岩手県北バス八幡平営業所(老人保健施設岩鷲苑付近)で申請書を交付しています。通学定期券を購入する際、使用期限が過ぎた定期券を定期券販売窓口に表示し、購入証明を受け、市の担当窓口へ提出してください。 ※複数の交通機関を利用している人は、交通機関ごとに購入証明を受けてください。

■申請期間 定期券有効期間終了日(使用期間の満了日)の翌年度の4月30日まで

■問い合わせ先 市役所地域振興課(☎・内線1142、1143)または西根総合支所(☎・内線2002)、安代総合支所(☎・内線3122)